

令和4年度

広陵中学校部活動方針

仙台市立広陵中学校

～仙台市部活動方針から抜粋～

学校教育の一環として行われる部活動は、異年齢との交流の中で、生徒同士や生徒と教師等の好ましい人間関係の形成を図ったり、生徒自身が活動を通して自己肯定感を高めたりするなど、大きな教育的意義を持っています。一方、こうした教育的意義は部活動の充実のみで図られるのではなく、教育課程内の活動との関連が図られるように留意することや、生徒の自主的、自発的な参加となるよう生徒が参加しやすいように実施形態などの工夫をするとともに、休養日や活動時間を適切に設定するなど生徒のバランスのとれた生活や成長に配慮することが必要になっています。

しかしながら、昨今、生徒を取り巻く社会・経済の変化等や教育に関する課題の複雑化・多様化により、部活動としても次のような課題が挙げられています。

- ・練習の過熱化による生徒の健康保持増進や成長への悪影響があること
- ・長時間の活動による生徒のバランスのとれた生活への悪影響があること
- ・部活動の指導時間が教職員の長時間勤務の一因となっていること

このような課題は全国的にも同様の状況にあり、部活動の在り方の改革に向けて、平成30年3月、スポーツ庁において「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」、平成30年12月には文化庁において「文化部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」が策定されました。また、宮城県教育委員会は「部活動での指導ガイドライン」を策定するとともに、顧問等の指導上の要点や留意点を「部活動指導の手引」としてまとめました。

仙台市教育委員会としても、生徒にとって望ましい学校部活動の実施環境を構築するという観点に立ち、平成30年12月に「運動部活動の方針」を策定し、令和元年度に「文化部活動の方針」を策定しました。

これらの方針を踏まえ、各学校が、部活動の望ましい指導・運営に関する校内体制を構築するとともに、本市の生徒が、心身の健康を保持増進し、豊かなスポーツライフを実現するための資質・能力を育んだり、芸術文化等に親しみ多様な表現や鑑賞をしたり、バランスのとれた学校生活を送ることを目指してまいります。

1 本方針が目指すもの

- ☆運動部活動・文化部活動を通して、生徒の確かな学力、豊かな心、健やかな体のバランスのとれた「生きる力」を育み、心豊かでたくましい生徒を育てること。
- ☆運動部活動・文化部活動が生徒の自主的・自発的な参加により行われ、学校教育の一環として教育課程との関連を図りながら、合理的でかつ効率的・効果的に運営されること。
- ☆運動部活動を通して、生徒がスポーツを楽しむことで運動習慣の確立等を図り、生涯にわたって心身の健康を保持増進すること。
- ☆運動部活動を通して、生徒の豊かなスポーツライフを実現するための資質・能力の育成を図るとともに、生徒のバランスのとれた心身の成長と充実した学校生活を実現させること。
- ☆文化部活動を通して、生涯にわたって学び、芸術文化等の活動に親しみ、豊かな心や創造性の涵養に努めるとともに、生徒のバランスのとれた心身の成長と充実した学校生活を実現させること。
- ☆学校全体として、望ましい運動部活動の指導・運営に係る体制を構築し、教職員がより生徒に向き合える学校体制をつくること。

～仙台市立広陵中学校部活動に係る活動方針～

1 適切な運営のための体制整備

(1) 学校の部活動に係る活動方針策定

- ・仙台市運動部活動方針・文化部活動方針に則り，毎年度「仙台市立広陵中学校部活動に係る活動方針」を見直しホームページへの掲載等により公表します。

(2) 年間活動計画の作成

- ①活動日，休養日及び参加予定大会・コンクール日程等を明示した年間活動計画を作成し，ホームページへの掲載等により公表します。
- ②生徒が自主的・自発的に取り組める活動となるような計画を立てるとともに，生徒に練習の目的，技能等の向上や心身の成長のために適切な練習内容にします。

(3) 毎月の活動計画作成

- ・活動日，休養日及び参加予定大会・コンクール等を明示した毎月の活動計画を文書等で生徒及び保護者へ対して通知します。

2 指導・運営に係る体制の構築

(1) 部活動の設置

- ①生徒や教職員及び部活動指導員等の数を踏まえ，指導内容の充実，生徒の安全の確保，教職員の長時間勤務の解消等の観点から，円滑に部活動を実施できるよう毎年度検討し，適正な部活動を設置していきます。
- ②学校の実態に応じた運動部・文化部種目の設置について毎年度検討するとともに，新設や統廃合にあたっては見通しを持って慎重に取り組みます。

(2) 部活動顧問の決定

- ・部活動顧問の決定に当たっては，校務全体の効率的・効果的な実施に鑑み，教職員の他の校務分掌や，部活動指導員の配置状況を勘案した上で，適切な校務分掌となるよう留意するとともに，学校全体としての適切な指導，運営及び管理に係る体制の構築を図ります。

(3) 部活動指導員の配置と外部指導者の派遣について

- ・自校の実情に応じて，部活動指導員の配置や外部指導者の派遣について仙台市教育委員会と協議します。

(4) 教職員のワーク・ライフ・バランスの実現に向けて

- ①毎月の活動計画及び活動実績の確認等により，全ての部活動の活動内容を把握し，教職員の負担が過度とならないよう，持続可能な運営体制が整えられるように必要に応じて是正します。
- ②教職員の部活動への関与について，「学校における働き方改革に関する緊急対策の策定並びに学校における業務改善及び勤務時間管理等に係る取組の徹底について（H30.2.9文部科学省通知）」の趣旨を踏まえ，業務改善及び勤務時間管理等を行います。

(5) 研修について

- ・管理職や部活動顧問、部活動指導員等を対象とする仙台市教育委員会主催の研修を受講します。

(6) 保護者への理解と協力

- ①部活動の方針について、保護者へ説明する機会を設定します。
- ②年間計画、休養日、参加する大会・コンクール等を、保護者へ説明する機会を設定し、部活動運営について保護者からの理解と協力を得ます。

3 適切な活動時間並びに休養日等の設定

(1) 部活動の休養日の設定

①学期中の休養日

- ・学期中は、週2日以上以上の休養日を設定します。

※平日は少なくとも1日、土曜日及び日曜日（以下「週末」という。）は少なくとも1日以上を休養日とします。

- ・週末に大会参加等で活動した場合は、原則として、休養日は他の週末に振り替えます。

※祝日、休日は週末と同じ扱いとします。

②長期休業中の休養日

- ・学期中に準じるものとするが、原則として、週末及び祝日、休日、学校閉庁日を休養日とします。

③休養期間の設定

- ・定期考査期間や大会・コンクール終了時期等を活用し、学期中に休養期間を設けることに努めます。
- ・夏季休業中や年末年始などの学校閉庁日と連続させるなど、ある程度長期の休養期間（オフシーズン）を設けます。

(2) 部活動の活動時間の設定

①学期中の平日の活動時間

- ・長くとも2時間程度とします。

②学校の休業日（学期中の週末、祝日、休日、長期休業中の平日を含む）の活動時間

- ・長くとも3時間程度とします。

③朝練習の制限

- ・同一の部が、長期間にわたって連続的な朝練習は行わないものとします。
- ・施設の利用上、放課後の活動制限等、校長が認めた場合の朝練習は行ってもよいが、生徒の健康には十分配慮して実施します。

④強化練習期間（ハイシーズン）の設定

- ・年間計画において、強化練習期間（ハイシーズン）の設定を校長が認めた場合、その期間は通常よりも長時間活動することができるものとします。

※中学校体育連盟が主催、共催する大会等や、連盟が主催、共催するコンクール等で力を発揮するためには技能を強化する時期が必要です。このような時期を強化練習期間（ハイシーズン）として活動時間や活動日を増やす場合には、それ以外の時期に休養日を十分に確保し、生徒の身体的な疲労の蓄積やバーンアウト（燃え尽き）を防止するとともに、部活動に対する意欲の維持、向上に努めます。

4 効果的・効率的な活動のための取組

(1) 健康、安全、コンプライアンスに配慮した適切な指導

- ・運動部活動・文化部活動の実施に当たっては、文部科学省が平成25年5月に作成した「運動部活動での指導のガイドライン」に則り、以下の点が徹底されるよう、学校保健安全法等も踏まえて行います。
 - ア 生徒の心身の健康管理（スポーツ障害・外傷の予防やバランスのとれた学校生活への配慮等を含む）
 - イ 事故防止（活動場所における施設・設備の点検や活動における安全対策等）
 - ウ 体罰・ハラスメントの根絶

(2) 正しい知識に基づいた指導

- ①部活動顧問に対して、関係団体が作成した部活動の指導手引を積極的に活用することを働き掛け、適切な指導を行います。
- ②部活動顧問に対して、バランスのとれた健全な成長の確保の観点から休養を適切にとることが必要であること、また、過度の練習が心身に負担を与え、部活動以外の様々な活動に参加する機会を奪うこと等を正しく理解させる啓発に努めます。

5 学校単位で参加する大会等

(1) 参加する大会・コンクール等の精選

- ①生徒にとっての教育上の意義並びに生徒及び顧問の負担を考慮して、（中学校体育）連盟が主催または共催する大会を基本とし、学校として参加する大会等を精選するよう努めます。
- ②生徒にとっての教育上の意義並びに生徒及び顧問の負担を考慮して、練習試合等を計画するよう努めます。

(2) 参加する大会・コンクール等への移動手段

- ・部員の移動については、原則として公共交通機関を利用させることとします。
- ※公共交通機関が困難な場合は、貸切バス等事業者へ依頼することを検討します。
- ※上記が困難な場合には、保護者の共通理解と了解を得ることを前提として、保護者への協力を求めます。

6 今後の環境整備についての検討

(1) 生徒のニーズを踏まえた部の設置

- ・より多くの生徒の運動機会や文化に触れ合う機会の創出が図られるよう、生徒の多様なニーズに応じた活動等を行うことができるような部活動の在り方等の検討に努めます。

(2) 地域との連携等

- ・生徒の活動環境の充実のため、学校と地域が共に生徒を育てるという視点に立ち、地域・保護者の理解と協力を得つつ、学校や地域の実態に応じて、地域のスポーツ団体との連携等の検討に努めます。

細 則

1 「目指すもの」を達成のために

- ① 共通の興味・関心を求める生徒同士で活動させる中で、友情を深め、個性の伸長を図ります。
- ② 各部の顧問の指導、助言を受け、生徒のリーダーを中心に自主的活動ができるようにします。
- ③ 健康安全に留意し、健全な活動にします。

2 部活動実施時間

- ① 部活動は、月曜日から金曜日は午後4時40分までとします。
- ② 時間延長する場合は、校長の許可を得ることとします。
- ③ 学期中の平日の活動時間は2時間程度とします。
- ④ 学校の休業日の活動時間は3時間程度とします。
- ⑤ 時間延長規程（部活動終了時間）

期 間	月～金曜日	土・日曜日
4月～10月（新人大会まで）	午後6時00分	午前練習：午後0時00分 午後練習：午後4時00分
10月（新人大会終了後）～3月	午後5時00分	午前練習：午後0時00分 午後練習：午後4時00分

※土・日の午後の部活動時間は14:00～16:00となります。

⑥ 完全下校時間

期 間	月～金曜日	土・日曜日
4月～10月（新人大会まで）	午後6時20分	午前練習：午後0時10分 午後練習：午後4時10分
10月（新人大会終了後）～3月	午後5時20分	午前練習：午後0時10分 午後練習：午後4時10分

- ⑦ 同一の部が、長時間にわたって連続的な朝練習は行わないものとします。
- ⑧ 年間計画において、強化練習期間（ハイシーズン）の設定を校長が認めた場合、その期間は通常よりも長時間活動することができるものとします。ただし年間3回までの設定とします。
- ⑨ 強化練習期間（ハイシーズン）は、最長でも大会へ向けた1か月程度とします。
- ⑩ 長期休業期間は、原則午前の練習時間とします。

3 部活動休養日

- ① 原則として月曜日～金曜日のいずれか1日と土曜日・日曜日（祝祭日含む）のいずれか1日
- ② 中間・期末テスト実施の五日前から（休日を含む）
- ③ 職員会議のある日
- ④ その他の指示のある時

4 設置部及び顧問

部活動名	顧 問
ソフトテニス	*****
卓球	*****
※1 総合文化部	*****
※2 駅伝〔季節部〕	*****

※1 総合文化部は、2名以上の入部希望があれば新設します。

※2 駅伝部は、希望が出てきたときに対応します。

5 その他

- ① 部活動担当者は、必要時に部活動委員会を開き下校時間の厳守、部室の清掃、その他について話し合いをもちます。
- ② 必要時に顧問会議を開き、予算、活動場所、下校時間、ユニフォーム購入などについて話し合いをもちます。
- ③ 予算について
文化体育後援会からの補助を受けます。各部の予算については顧問会議で決定します。